

近江八幡市告示第239号

近江八幡市認知症高齢者等事前登録事業及びSOSネットワーク事業実施要綱を次のように制定する。

令和2年8月12日

近江八幡市長 小西理

近江八幡市認知症高齢者等事前登録事業及びSOSネットワーク事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 認知症高齢者等事前登録事業（第2条—第5条）

第3章 認知症高齢者等SOSネットワーク事業（第6条—第11条）

第4章 雜則（第12条—第15条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、認知症により自力で居宅に戻れなくなるおそれがある者等（以下「認知症高齢者等」という。）を日常的に見守り、行方不明になった場合に早期に発見し、保護するため、認知症高齢者等をあらかじめ登録し、関係機関との支援体制を構築することに関し必要な事項を定め、もって認知症高齢者等の生命及び身体の安全並びにその家族等への支援を図ることを目的とする。

第2章 認知症高齢者等事前登録事業

（事業内容）

第2条 認知症高齢者等をあらかじめ登録する事業（以下「事前登録事業」という。）は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 認知症高齢者等の事前把握及び見守りに関すること。
- (2) 第4条に規定する事前登録の運用に関すること。
- (3) 事前登録事業の普及啓発に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事前登録事業の推進に関し、必要な事項に関すること。

（対象者）

第3条 事前登録事業の対象者は、近江八幡市内に住所を有する者で、次の各号のい

ずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上であって認知症等により自力で居宅に戻れなくなるおそれがある者
- (2) 身体上又は精神上の障害が介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号に規定する特定疾病によって生じた同法第9条第2号に規定する被保険者であって在宅で生活するもの
- (3) その他市長が特に必要と認める者

（登録）

第4条 認知症高齢者等の見守り及び行方不明発生時における捜索の協力を希望する者又はその家族（以下「申請者」という。）は、近江八幡市認知症高齢者等事前登録事業登録申請書（別記様式第1号。以下「登録申請書」という。）に近江八幡市認知症高齢者等事前登録事業登録票（別記様式第2号）、同意書（別記様式第3号）並びに登録する者（以下「登録者」という。）の全身及び顔の写真（正面から撮影したものに限る。）を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、登録申請書の提出があったときは、その内容を審査し、近江八幡市認知症高齢者等事前登録事業登録（拒否）決定通知書（別記様式第4号）により、登録の可否を申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録を決定したときは、登録者の情報を近江八幡市認知症高齢者等事前登録事業登録者台帳に登録し、並びに近江八幡警察署及び地域包括支援センター（包括的支援事業の委託先を含む。第7条第2項において同じ。）等に当該情報を提供するものとする。

（登録内容の変更又は廃止）

第5条 登録者又はその家族は、登録された内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、速やかに近江八幡市認知症高齢者等事前登録事業登録内容変更（廃止）届出書（別記様式第5号）により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該登録の内容を変更し、又は登録を廃止するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、登録者の状況を毎年度1回程度確認し、登録者が第3条の要件に該当しなくなったときは、当該登録を取り消すものとする。

第3章 認知症高齢者等SOSネットワーク事業

（事業内容）

第6条 関係機関との支援体制を構築する事業（以下「SOSネットワーク事業」という。）は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 関係機関等による緊急連絡体制及び支援体制の構築に関すること。
- (2) 認知症高齢者等が行方不明となったときの搜索及び保護に関すること。
- (3) S O S ネットワーク事業の普及啓発に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、S O S ネットワーク事業の推進に関し、必要な事項に関するこ。

(支援体制)

第7条 S O S ネットワーク事業を円滑に実施するため、近江八幡市認知症高齢者等 S O S ネットワーク（以下「認知症高齢者等 S O S ネットワーク」という。）を設置する。

2 認知症高齢者等 S O S ネットワークは、近江八幡市（以下「市」という。）、近江八幡警察署、地域包括支援センター及び第9条の規定により登録された協力機関（以下これらを「構成機関」という。）をもって組織するものとする。

3 認知症高齢者等 S O S ネットワークの事務局は、高齢者福祉所管課に置く。

(行方不明時の対応等)

第8条 市長は、登録者の家族等から当該登録者が行方不明となった旨の連絡があつたときは、近江八幡市認知症高齢者等 S O S ネットワーク事業（依頼・依頼解除）連絡書（別記様式第6号。以下「連絡書」という。）により構成機関に通知し、行方不明となった登録者の搜索活動への協力を依頼するものとする。

2 市長は、行方不明となった登録者が発見されたとき、又は保護されたときは、構成機関に対し、連絡書により搜索活動の協力依頼の解除を通知するものとする。

(協力機関の届出)

第9条 S O S ネットワーク事業の協力機関は、次の各号のいずれかに該当する事業者であつて、この事業の趣旨に賛同し、近江八幡市認知症高齢者等 S O S ネットワーク事業協力機関登録届出書（別記様式第7号。以下「協力機関登録届出書」という。）を市長に提出し、登録を受けたものとする。

(1) 近江八幡市高齢者安心見守り活動事業実施要綱（平成26年近江八幡市告示第132-2号）第2条に規定する協力事業者

(2) 近江八幡市ささえあい商助推進事業者登録制度実施要綱（平成30年近江八幡市告示第15号）第3条に規定する商助推進事業者

(3) 滋賀県又は市と高齢者の支援に関する協定等を締結する事業者

2 市長は、前項の協力機関登録届出書により協力機関を登録したときは、近江八幡市認知症高齢者等 S O S ネットワーク事業協力機関登録通知書（別記様式第8号）

により届出書を提出した者に通知するものとする。

(協力機関の変更又は廃止)

第10条 協力機関は、協力機関登録届出書の内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、速やかに近江八幡市認知症高齢者等SOSネットワーク事業協力機関登録内容変更（廃止）届出書（別記様式第9号）により市長に届け出なければならない。

(連絡会議)

第11条 市は、SOSネットワーク事業について、構成機関との情報交換及び課題等の協議のため、必要に応じ連絡会議を開催するものとする。

第4章 雜則

(費用)

第12条 第4条に規定する事前登録事業の登録及び第9条に規定する協力機関の登録に要する費用は、無料とする。

2 構成機関が捜索活動等に要する費用は当該構成機関がそれぞれ負担するものとし、登録者及びその家族等に当該捜索活動等に係る費用の負担は求めない。

(個人情報の保護等)

第13条 事前登録事業及びSOSネットワーク事業に関わる者は、その業務上知り得た個人情報を特に慎重に扱うものとし、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。これらの事業に関わらなくなつた後も、同様とする。

(登録者以外の認知症高齢者等の対応)

第14条 登録者以外の認知症高齢者等に係る行方不明の連絡があつた場合の対応については、第8条の規定を準用する。

2 前項の場合において、市長は、当該認知症高齢者等及びその家族に対し、事前登録事業の登録を行うよう促すものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。